

意見提出者	十島村（鹿児島県）
1. 項目	超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア（約10%の世帯）における基盤整備の在り方について
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	十島村は、小規模有人7島を有しており、民間事業者が運営できるような加入世帯数が見込めない地域であり、IRUによるブロードバンドの提供を実現（100%）できない。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	「基盤整備の考え方（90%→100%）」の「（2）基盤整備の方法」において、民間事業者にIRUに基づき貸し出すことでブロードバンドの提供を実現する公設民営方式を推奨していますが、IRUによりブロードバンドの提供を実現するには、民間事業者の事業判断（既存の中継ケーブル所持の有無等）が必要であり、民間事業者が決定権をもっているものと考えられ、実質上、自治体側には決定権はありません。
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	政府がIRUによるブロードバンドの提供を推進するのであれば、自治体側に決定権を持たしたうえで、自治体・民間事業者の両者に経済的負担を負わずことなく、政府の経済的支援を前提として民間事業者が事業判断できるようにすべきであると考えます。